

株 主 各 位

富山県高岡市守護町二丁目12番1号

株式会社 CKサンエツ

代表取締役社長 釣 谷 宏 行

平成27年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社平成27年度定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成28年6月23日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 富山県高岡市守護町二丁目12番1号
株式会社CKサンエツ 本社事務所棟 3階 大会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員で
ある取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬等の額及び
内容の決定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正  
が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス  
<http://www.cksanetu.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、中国など新興国の景気不振と、それに伴う資源安の状況にありました。また、わが国経済は、個人消費や企業の設備投資が伸び悩みました。当社グループの主要原材料である銅の相場価格は、平成27年6月以降下落し続けました。

このような経営環境のもと、当社グループ(当社及び連結子会社)は、収益構造の改善に、次の通り注力しました。

- (i) 連結子会社日本伸銅株式会社は、経営効率を向上するため、大阪黄銅株式会社と合併しました。
- (ii) 当社100%連結子会社であるサンエツ金属株式会社と、同じく連結子会社日本伸銅株式会社は、生産品種の棲み分けによる最適分業体制を構築するため、日本伸銅株式会社の伸銅事業の一部である電子素材事業をサンエツ金属株式会社へ譲渡し、日本伸銅堺工場のめっき線製造設備を、サンエツ金属高岡工場へ移設しました。
- (iii) 当社100%連結子会社であるサンエツ金属株式会社は、日本伸銅堺工場からサンエツ金属高岡工場へ異動する社員を受け入れるため、サンエツ金属高岡工場の敷地内に社員寮36室を新築しました。
- (iv) 連結子会社日本伸銅株式会社は、堺工場で当社100%連結子会社であるサンエツ金属株式会社からOEM受注した伸銅品の生産を開始しました。
- (v) 当社100%連結子会社であるサンエツ金属株式会社は、将来の工場建設に備えて、富山県砺波市にある本社・工場の隣接地約3万平方メートルを購入しました。
- (vi) 当社100%連結子会社であるサンエツ金属株式会社は、砺波第3工場として連続铸造棒の生産設備2ラインを立ち上げ、サンプル出荷を開始しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、前期末に、日本伸銅株式会社を連結子会社化したため、売上高は685億6百万円（前期比11.0%増加）となったものの、営業利益は銅相場が下落し、原料相場差損が発生したため、18億16百万円（前期比23.3%減少）となりました。一方、経常利益は原料相場の変動に備えたリスクヘッジのためのデリバティブ取引で、デリバティブ利益6億55百万円（前期はデリバティブ損失1億68百万円）を計上したことや、貸倒引当金の戻入益を計上したため、28億36百万円（前期比14.4%増加）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期は日本伸銅株式会社の株式公開買付けによる連結子会社化により負ののれん発生益などを計上していましたが、当連結会計年度では親会社株主に帰属する当期純利益に対して大きく影響を与える項目はなかったため、19億14百万円（前期比5.8%減少）となりました。

配当金につきましては、1株当たり12円（中間配当6円、期末配当6円）とさせていただきます。たく存じます。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 伸銅

伸銅事業では、販売量は9万8,804トン（前期比22.7%増加）、売上高は572億59百万円（同14.9%増加）となりましたが、銅相場が下落し、原料相場差損が発生したため、セグメント損益は12億38百万円（同45.3%減少）のセグメント利益となりました。

#### 精密部品

精密部品事業では、売上高は36億54百万円（前期比11.1%減少）となりましたが、銅相場が下落し、原料相場差損が発生したため、セグメント損益は37百万円のセグメント損失（前期はセグメント利益11百万円）となりました。

#### 配管・鍍金

配管・鍍金事業では、売上高は75億92百万円（前期比2.4%減少）となり、セグメント損益は配管機器の定価表を改定したこともあり4億71百万円のセグメント利益（同4,996.7%増加）となりました。

#### ② 設備投資の状況

設備投資の総額は21億94百万円でした。その主なものは、サンエツ金属株式会社高岡工場内に移設した日本伸銅めつき線設備に付随する改造工事、同高岡工場内の社員寮新築工事、同砺波工場に隣接する土地の取得、同砺波工場に設置した連続铸造設備などであります。

- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 平成24年度<br>(H24.4~H25.3) | 平成25年度<br>(H25.4~H26.3) | 平成26年度<br>(H26.4~H27.3) | 平成27年度<br>(当連結会計年度)<br>(H27.4~H28.3) |
|---------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 48,111                  | 57,652                  | 61,703                  | 68,506                               |
| 経常利益 (百万円)                | 2,591                   | 2,988                   | 2,477                   | 2,836                                |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (百万円) | 2,046                   | 1,846                   | 2,032                   | 1,914                                |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 305.50                  | 265.32                  | 287.10                  | 254.16                               |
| 純資産 (百万円)                 | 17,089                  | 19,245                  | 24,106                  | 26,928                               |
| 総資産 (百万円)                 | 34,351                  | 37,700                  | 50,947                  | 46,555                               |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### 重要な子会社の状況

| 会社名             | 資本金    | 議決権比率   | 主要な事業内容 |
|-----------------|--------|---------|---------|
| サンエツ金属株式会社      | 301百万円 | 100.00% | 伸銅・精密部品 |
| シーケー金属株式会社      | 176    | 67.03   | 配管・鍍金   |
| 日本伸銅株式会社        | 1,595  | 50.11   | 伸銅      |
| 大連保稅区三越金属産業有限公司 | 20     | 100.00  | 伸銅（販売）  |
| 三越金属（上海）有限公司    | 23     | 100.00  | 伸銅（販売）  |

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                     |                |
|-------------------------------------|----------------|
| 特定完全子会社の名称                          | サンエツ金属株式会社     |
| 特定完全子会社の住所                          | 富山県砺波市太田1892番地 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額 | 6,419百万円       |
| 当社の総資産額                             | 15,836百万円      |

### (4) 対処すべき課題

伸銅事業では、新素材の開発と、特殊材の品揃えに注力し、スケールメリットを追求するだけでなく、トップシェアにふさわしいブランドイメージの定着による差別優位化を目指します。また、当社100%連結子会社であるサンエツ金属株式会社と連結子会社日本伸銅株式会社とのシナジーを追求します。

配管・鍍金事業では、株式会社リケンと配管機器の開発・生産拠点を統合した相乗効果を追求し、また、溶融亜鉛鍍金における新技術を開発・実用化することで差別優位化を推進します。

### (5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

伸銅事業、精密部品事業、配管・鍍金事業を主たる事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社

- ・本店 富山県高岡市守護町二丁目12番1号

② 子会社

(国内)

サンエツ金属株式会社

- ・本店 富山県砺波市太田1892番地
- ・工場 高岡市・砺波市・茨城県石岡市
- ・支店 東京・大阪・名古屋

シーケー金属株式会社

- ・本店 富山県高岡市守護町二丁目12番1号
- ・工場 高岡市
- ・支店 東京・大阪・名古屋
- ・営業所 北海道・仙台・広島・福岡・北陸（高岡市）

株式会社リケンCKJV

- ・本店 富山県高岡市守護町二丁目12番1号
- ・工場 高岡市

日本伸銅株式会社

- ・本店 大阪府堺市堺区匠町20番地1
- ・工場 堺市
- ・支店 東京・大阪

(海外)

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 大連保税區三越金属産業有限公司   | 中国大連市 |
| 三越金属（上海）有限公司      | 中国上海市 |
| 三越金属（上海）有限公司深圳分公司 | 中国深圳市 |
| 台湾三越股份有限公司        | 台湾台北市 |

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

企業集団の使用人の状況

| 事業区分    | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|------|-------------|
| 伸銅事業    | 504名 | 28名減        |
| 精密部品事業  | 77   | 2名増         |
| 配管・鍍金事業 | 304  | 9名減         |
| 合計      | 885  | 35名減        |

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| 株式会社北陸銀行     | 2,360百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,900    |
| 株式会社富山銀行     | 1,250    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 29,600,000株
- ② 発行済株式の総数 8,867,000株
- ③ 株主数 1,011名
- ④ 大株主（上位10名、持株数千株未満切り捨て）

| 株主名          | 持株数   | 持株比率   |
|--------------|-------|--------|
| CKサンエツ取引先持株会 | 934千株 | 11.77% |
| CKサンエツ従業員持株会 | 847千株 | 10.68% |
| 株式会社北陸銀行     | 370千株 | 4.66%  |
| 株式会社北國銀行     | 330千株 | 4.16%  |
| 株式会社ツリヤ経営    | 277千株 | 3.49%  |
| 釣谷 圭介        | 251千株 | 3.17%  |
| 東泉産業株式会社     | 193千株 | 2.43%  |
| 株式会社リケン      | 152千株 | 1.91%  |
| 株式会社福井銀行     | 150千株 | 1.89%  |
| 富源商事株式会社     | 139千株 | 1.76%  |

(注) 1. 当社は、自己株式928千株を保有しております。

2. 持株比率については、自己株式を控除した発行済株式総数により算出しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                       |
|----------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 釣 谷 宏 行   | サンエツ金属株式会社代表取締役社長<br>シーケー金属株式会社代表取締役社長<br>株式会社リケンC K J V代表取締役社長<br>日本伸銅株式会社代表取締役会長 |
| 専務取締役    | 釣 谷 伸 行   | 営業統括部長<br>三越金属（上海）有限公司董事長                                                          |
| 常務取締役    | 大 橋 一 善   | 技術・品質管理部長                                                                          |
| 常務取締役    | 森 山 悦 郎   | 生産・設備管理部長                                                                          |
| 取締役      | 松 井 大 輔   | 管理統括部長                                                                             |
| 取締役      | 梶 田 和 彦   | 株式会社U A C J 相談役<br>積水樹脂株式会社社外取締役<br>T O T O株式会社社外取締役                               |
| 常勤監査役    | 井 波 栄 三 郎 |                                                                                    |
| 監査役      | 渡 信 行     |                                                                                    |
| 監査役      | 伊 勢 正 幸   |                                                                                    |

- (注) 1. 取締役梶田和彦氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役渡信行氏及び監査役伊勢正幸氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は梶田和彦氏、渡信行氏及び伊勢正幸氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分       | 員 数  | 報酬等の総額 |
|-----------|------|--------|
| 取 締 役     | 6名   | 83百万円  |
| （うち社外取締役） | (1名) | (1百万円) |
| 監 査 役     | 4名   | 7百万円   |
| （うち社外監査役） | (3名) | (2百万円) |
| 合 計       | 10名  | 90百万円  |
| （うち社外役員）  | (4名) | (3百万円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成12年6月29日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成3年6月28日開催の定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ) 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役榊田和彦氏は、株式会社UACJの相談役であり、積水樹脂株式会社及びTOTO株式会社の社外取締役であります。当社と各社との間には特別な関係はありません。

ロ) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

|         | 取締役会（10回開催） | 監査役会（9回開催） |
|---------|-------------|------------|
|         | 出席回数        | 出席回数       |
| 取締役榊田和彦 | 10回         | —          |
| 監査役渡信行  | 10回         | 9回         |
| 監査役伊勢正幸 | 10回         | 9回         |

- ・取締役会における発言状況

取締役榊田和彦氏は、株式会社UACJ相談役の見識をもって、助言・提言しております。

監査役渡信行氏及び監査役伊勢正幸氏は、長年の経営経験をもって、助言・提言しております。

- ・監査役会における発言状況

監査役渡信行氏及び監査役伊勢正幸氏は、長年の経営経験に基づき意見を述べております。

ハ) 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が、役員を兼任する子会社から、役員として受けた報酬等の総額は3百万円であります。

二) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 16百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査項目別監査時間、人員配置など内容の妥当性及び適切性、過年度の監査計画及び実績の状況並びに他社の会計監査人の報酬等の状況について確認し、当事業年度の報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、上記の解任事由に該当しない場合であっても、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性及び総合的能力等の観点から会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を決議するための株主総会の招集の決定を取締役に要請いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、報酬等の事業年度

ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額としております。

#### (5) 会計監査人の業務停止処分

会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

##### ① 処分対象

新日本有限責任監査法人

##### ② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

##### ③ 処分理由

- ・社員の過失による虚偽表明
- ・監査法人の運営が著しく不当

#### (6) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス基本方針を定め、それを全ての取締役及び使用人に周知徹底させる。
- ロ) 監査・規格管理部を設置する。監査・規格管理部は、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を評価するとともに、維持・改善を図る。
- ハ) 取締役及び使用人に対し、マニュアルの作成・配付を行うこと等により、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、取締役会規則等に基づき適切に保存及び管理するとともに当社の取締役及び監査役が常時閲覧できるものとする。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社はリスク管理責任者を定めリスク管理体制を構築する。リスク管理責任者は当社及び重要な子会社の各部門とともに潜在するリスクの抽出、評価を行い対応策を検討し実行する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社及び子会社は経営会議等を設置し、重要案件については取締役、関連部門責任者等が事前に審議を行うことで取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進する。
- ⑤ 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制
- イ) 当社はコンプライアンス基本方針を定め、当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ロ) 当社の子会社の取締役及び使用人は、親会社の経営会議等に出席し、職務の執行に係る事項を報告する。
  - ハ) 当社は子会社管理規程を定め、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
  - ニ) 当社はグループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引規程を策定し運用する。
- ⑥ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
監査役会が必要とした場合、管理統括部門は監査役を補助すべき使用人として、必要な人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとし、その使用人の取締役からの独立性を確保する。
- ⑧ 監査役会⑥の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役職務を補助すべき使用人は、その職務にあたっては監査役の指示にのみ従うものとする。

- ⑨ 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- イ) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社又は子会社に重大な損害を与える事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、当社又は子会社の取締役及び使用人による重大な違反又は不正行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに当社の監査役に報告する。
- ロ) 当社及び子会社は、当社の監査役への適切な通報体制を確保するものとする。
- ハ) 当社の監査役は必要に応じて当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して直接説明を求めることができる。
- ニ) 上記イ) からハ) の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な扱いをしてはならないものとし、適切に運用するものとする。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理については、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これに応じるものとする。
- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 当社及び子会社の取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- ロ) 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務執行の適正性および効率性の向上

当事業年度は10回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、

取締役会の監督機能及び経営体制の一層の強化を図るため、平成27年度定時株主総会にて監査等委員会設置会社への移行の承認をお願いしております。

② 当社及び子会社における業務の適正性の確保

当社の取締役が子会社の役員に就任し、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。また、監査・規格管理部が内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。

③ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

当事業年度は監査役会を9回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、監査役は当社及び主要な子会社の取締役会に出席するほか、代表取締役、会計監査人及び監査・規格管理部との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

(7) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株式は上場株式であることから、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものであるとともに、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者も株主の皆様ご意思に基づき決定されるべきものと考えており、また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断も最終的には株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、このような株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合

理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## ② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上のために、次のような取組みを実施しております。

### a. 企業価値ひいては株主共同の利益向上への取組み

当社は、平成23年10月に純粋持株会社体制に移行し、主要な連結子会社として、地球環境に配慮した配管機器をCKブランドで提供するユニークなメーカーであるシーケー金属株式会社と、日本最大の黄銅棒・線メーカーであるサンエツ金属株式会社を有し、戦略的なグループ経営に集中・特化しております。当社グループの主力事業領域である、「伸銅事業」「精密部品事業」「配管・鍍金事業」における国内市場は、今後、長期的に縮小均衡を模索するものと思われ、業界再編が避けられない状況にあります。

このような経営環境に対応すべく、当社グループでは、同業他社との事業提携やM&Aによる展開を積極的に推進する一方で、「我々は、お客様が求める良いものだけを、安く、早く、たくさん生産することで、社会に貢献します。」「我々は、努力に値する仕事と、働きたいのある職場を提供することで、社会に貢献します。」「我々は、期待され、期待に応え、期待を超える企業であり続けるため、弛みない努力を重ねます。」を企業理念として掲げ、『地味だけど凄い価値の創造』を目指し、日々邁進しております。

### b. コーポレート・ガバナンスの充実への取組み

経営の透明性、効率性、健全性を通して、企業理念の実現を図り企業価値を高め、社会的責任を果たしていくことが当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方であります。



また、当社は、企業理念に基づき経営の効率化や経営のスピード化を徹底し経営目標達成のために、正確な情報収集と迅速な意思決定ができる組織体制や仕組み作りを常に推進しております。

株主・投資家の皆様をはじめ、当社を取り巻くあらゆるステークホルダーへ迅速かつ正確な情報開示に努め、株主総会・取締役会・監査役会などの機能を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。この一環として従来から社外取締役・社外監査役を選任しており、現在も社外取締役1名・社外監査役2名を選任しております。

このような考え方に基づいて、(a) 取締役会による経営に関する重要事項の決定と各部門の業務執行の監督、(b) 社長直轄の監査・規格管理部による内部監査の実施、(c) 監査役による取締役の職務執行についての監査、(d) 「CKサンエツグループコンプライアンス基本方針」「CKサンエツグループ行動規範」「公益通報者保護規程」の整備等による法令遵守体制およびリスク管理体制の強化、(e) 内部統制体制の整備と業務プロセス改善、等の施策を実行しております。

今後もこうした方針と施策を継続して、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業価値ひいては株主共同の利益を追求してまいります。

当社グループでは、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以上のような施策を実施しております。これらの取組みは、上記①の基本方針の実現にも資するものと考えております。

### ③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は、平成27年5月14日に開催された当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を以下のとおり決定し、平成27年6月23日開催の当社定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただき導入しております。その概要は以下のとおりです。

#### a. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果とし

て特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等をいい、かかる買付行為または合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。

#### b. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）または、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

#### c. 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置を講ずることがあります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、新株予約権の無償割当てその他の法令および定款の下にてとりうる合理的施策等その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。

#### d. 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続

対抗措置を講ずるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。

対抗措置を講ずる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。

e. 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、平成30年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含む）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

更新後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.cksanetu.co.jp>) に掲載しております。

④本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

a. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」の内容も踏まえたものとなっております。

b. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記③に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、

向上させるという目的をもって導入されるものです。

c. 株主意思を反映するものであること

本プランは、平成27年6月23日に開催した当社株主総会において、本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本プランについて議案としてお諮りし原案どおりご承認いただきましたので、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

また、本プラン導入後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

d. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記③に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

e. デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は2年としておりますが、期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもございません。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部              |               | 負 債 の 部              |               |
|----------------------|---------------|----------------------|---------------|
| 科 目                  | 金 額           | 科 目                  | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>30,326</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>17,803</b> |
| 現金及び預金               | 1,917         | 支払手形及び買掛金            | 5,030         |
| 受取手形及び売掛金            | 17,222        | 短期借入金                | 8,720         |
| 商品及び製品               | 3,765         | 1年以内返済予定の<br>長期借入金   | 200           |
| 仕掛品                  | 3,604         | 未払金                  | 430           |
| 原材料及び貯蔵品             | 3,227         | 未払費用                 | 853           |
| 前払費用                 | 41            | 未払法人税等               | 809           |
| 繰延税金資産               | 465           | 未払消費税等               | 321           |
| その他                  | 149           | 賞与引当金                | 768           |
| 貸倒引当金                | △68           | 設備関係支払手形<br>その他      | 534           |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>16,229</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>1,823</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>14,766</b> | 長期借入金                | 150           |
| 建物及び構築物              | 5,450         | 繰延税金負債               | 403           |
| 機械装置及び運搬具            | 2,304         | 再評価に係る繰延税金負債         | 280           |
| 土地                   | 6,476         | 役員退職慰労引当金            | 58            |
| 建設仮勘定                | 241           | 環境安全対策引当金            | 46            |
| その他                  | 292           | 退職給付に係る負債            | 831           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>15</b>     | その他                  | 52            |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>1,447</b>  | <b>負 債 合 計</b>       | <b>19,627</b> |
| 投資有価証券               | 1,325         | <b>純 資 産 の 部</b>     |               |
| 退職給付に係る資産            | 43            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>22,779</b> |
| その他                  | 372           | 資本金                  | 2,756         |
| 貸倒引当金                | △293          | 資本剰余金                | 3,168         |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>46,555</b> | 利益剰余金                | 17,548        |
|                      |               | 自己株式                 | △694          |
|                      |               | その他の包括利益累計額          | 417           |
|                      |               | その他有価証券評価差額金         | △22           |
|                      |               | 土地再評価差額金             | 565           |
|                      |               | 為替換算調整勘定             | △27           |
|                      |               | 退職給付に係る調整累計額         | △97           |
|                      |               | 非支配株主持分              | 3,732         |
|                      |               | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>26,928</b> |
|                      |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>46,555</b> |

# 連結損益計算書

（平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                          | 金 額    |
|------------------------------|--------|
| 売 上 高                        | 68,506 |
| 売 上 原 価                      | 62,944 |
| 売 上 総 利 益                    | 5,561  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費          | 3,744  |
| 営 業 利 益                      | 1,816  |
| 営 業 外 収 益                    | 1,120  |
| 受 取 利 息                      | 1      |
| 受 取 配 当 金                    | 27     |
| 受 取 地 代 家 賃                  | 6      |
| 為 替 差 益                      | 9      |
| デ リ バ テ ィ ブ 利 益              | 655    |
| そ の 他                        | 421    |
| 営 業 外 費 用                    | 101    |
| 支 払 利 息                      | 28     |
| デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損            | 6      |
| そ の 他                        | 66     |
| 経 常 利 益                      | 2,836  |
| 特 別 利 益                      | 285    |
| 固 定 資 産 売 却 益                | 9      |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益            | 180    |
| 補 助 金 収 入                    | 89     |
| そ の 他                        | 7      |
| 特 別 損 失                      | 57     |
| 固 定 資 産 除 却 損                | 49     |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損            | 1      |
| 損 害 賠 償 金                    | 7      |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益        | 3,064  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税      | 1,090  |
| 法 人 税 等 調 整 額                | △319   |
| 当 期 純 利 益                    | 2,293  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | 379    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 | 1,914  |

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成27年4月1日 残高                  | 2,756   | 2,853 | 15,721 | △1,151  | 20,180 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額          |         |       |        |         |        |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高         | 2,756   | 2,853 | 15,721 | △1,151  | 20,180 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |       |        |         |        |
| 剰余金の配当                        |         |       | △87    |         | △87    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |       | 1,914  |         | 1,914  |
| 自己株式の取得                       |         | 5     |        | △0      | 5      |
| 自己株式の処分                       |         | 308   |        | 457     | 766    |
| 連結範囲の変動                       |         |       |        |         |        |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |       |        |         |        |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | 314   | 1,827  | 456     | 2,598  |
| 平成28年3月31日 残高                 | 2,756   | 3,168 | 17,548 | △694    | 22,779 |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                |                    |                  |                   | 非 支 配<br>株 主 分 | 純 資 産<br>計 合 |
|-------------------------------|-----------------------|----------------|--------------------|------------------|-------------------|----------------|--------------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 土地再評価<br>差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係<br>る調整累計額 | その他の包括利<br>益累計額合計 |                |              |
| 平成27年4月1日 残高                  | 172                   | 550            | △22                | △48              | 651               | 3,274          | 24,106       |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額          |                       |                |                    |                  |                   |                |              |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高         | 172                   | 550            | △22                | △48              | 651               | 3,274          | 24,106       |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |                |                    |                  |                   |                |              |
| 剰余金の配当                        |                       |                |                    |                  |                   |                | △87          |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                       |                |                    |                  |                   |                | 1,914        |
| 自己株式の取得                       |                       |                |                    |                  |                   |                | 5            |
| 自己株式の処分                       |                       |                |                    |                  |                   |                | 766          |
| 連結範囲の変動                       |                       |                |                    |                  |                   |                |              |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △195                  | 14             | △4                 | △49              | △234              | 458            | 223          |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △195                  | 14             | △4                 | △49              | △234              | 458            | 2,822        |
| 平成28年3月31日 残高                 | △22                   | 565            | △27                | △97              | 417               | 3,732          | 26,928       |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の状況

|              |                                                                                        |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ・連結子会社の数     | 6社                                                                                     |
| ・主要な連結子会社の名称 | サンエツ金属株式会社<br>シーケー金属株式会社<br>株式会社リケンCKJV<br>日本伸銅株式会社<br>大連保税三区越金属産業有限公司<br>三越金属（上海）有限公司 |

当連結会計年度において、大阪黄銅株式会社は、日本伸銅株式会社（連結子会社）を存続会社とする吸収合併によって消滅したため、連結の範囲から除外しております。

##### ②主要な非連結子会社の名称等

主要な会社名 株式会社CKトレーディング

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

・主要な会社等の名称 株式会社CKトレーディング

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。



#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ) その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ロ) デリバティブ

時価法

###### ハ) たな卸資産

- ・主要材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・その他

主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ) 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は、建物については定額法、建物以外については定率法によっております。また、海外連結子会社は定額法によっております。

###### ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

##### ③ 引当金の計上基準

###### イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ロ) 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

###### ハ) 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

###### ニ) 環境安全対策引当金

当社及び国内連結子会社は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

##### ④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

在外連結子会社の資産及び負債は、同社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ) 退職給付に係る会計処理の方法
    - ・ 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
    - ・ 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、発生の際連結会計年度に一括費用処理しております。
  - ロ) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

## 2. 会計方針の変更

### 会計方針の変更

#### (企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。この変更に伴う影響は軽微であります。

## 3. 会計上の見積りの変更

### 会計上の見積りの変更

#### (耐用年数の変更)

連結子会社である日本伸銅株式会社は、当連結会計年度より、機械及び装置の耐用年数を変更しております。

この変更は、日本伸銅株式会社が連結子会社となったことを契機に、同種かつ同一条件下で使用される機械及び装置について、経済的使用年数、設備の修繕、更新サイクル等を総合的に勘案し、生産実態に応じた耐用年数に見直すものであります。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ213百万円減少しております。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

- |                                                                                         |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                                                                      | 21,721百万円 |
| (2) 受取手形割引高                                                                             | 348百万円    |
| (3) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は9,398百万円であります。(建物及び構築物2,884百万円、機械装置及び運搬具6,445百万円、その他68百万円) |           |
| (4) 当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。     |           |

##### 再評価の方法

- ・土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出。

- ・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
490百万円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 8,867,000株    | 一株           | 一株           | 8,867,000株   |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 1,735,202株    | 878株         | 670,544株     | 1,065,536株   |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加のうち781株は、連結子会社が所有していた自己株式(当社株式)の取得による当社帰属分であります。
- (注) 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少のうち549,644株は、連結子会社が所有していた自己株式(当社株式)の売却による当社帰属分であります。
- (注) 3. 普通株式の自己株式の株式数の減少のうち120,900株は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)による自己株式の処分によるものであります。
- (注) 4. 当連結会計年度末における自己株式の数については、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式136,600株を含めて記載しております。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

イ) 平成27年6月23日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 47百万円
- ・1株当たり配当額 6円00銭
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月24日

ロ) 平成27年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 47百万円
- ・1株当たり配当額 6円00銭
- ・基準日 平成27年9月30日
- ・効力発生日 平成27年12月7日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成28年6月23日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 47百万円
- ・1株当たり配当額 6円00銭
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月24日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金であります。

デリバティブ取引は、主として原料相場下落によるたな卸資産の商品価格変動リスクの回避、軽減を目的に利用しており、投機的な取引は行っておりません。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
(単位：百万円)

|                       | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額 |
|-----------------------|------------|---------|----|
| (1) 現金及び預金            | 1,917      | 1,917   | —  |
| (2) 受取手形及び売掛金         | 17,222     | 17,222  | —  |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 1,019      | 1,019   | —  |
| (4) 支払手形及び買掛金(*1)     | (5,030)    | (5,030) | —  |
| (5) 短期借入金(*1)         | (8,720)    | (8,720) | —  |
| (6) 長期借入金(*1)         | (350)      | (350)   | 0  |
| (7) デリバティブ取引(*2)      | 22         | 22      | —  |

(\*1) 負債に計上されるものについては、( )で示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

#### (4) 支払手形及び買掛金及び(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (6) 長期借入金（1年以内返済予定分を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、かつ当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額

を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7)デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額305百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

**7. 1株当たり情報に関する注記**

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,973円35銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 254円16銭   |

**8. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部            |               | 負 債 の 部              |               |
|--------------------|---------------|----------------------|---------------|
| 科 目                | 金 額           | 科 目                  | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>912</b>    | <b>流 動 負 債</b>       | <b>399</b>    |
| 現金及び預金             | 653           | 短期借入金                | 100           |
| 繰延税金資産             | 37            | 未払金                  | 3             |
| その他                | 221           | 未払費用                 | 226           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>14,924</b> | 未払消費税                | 13            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>5,539</b>  | 未払法人税等               | 50            |
| 建物                 | 2,432         | 預り金                  | 6             |
| 構築物                | 75            | <b>固 定 負 債</b>       | <b>953</b>    |
| 機械装置               | 17            | 再評価に係る繰延税金負債         | 280           |
| 工具、器具及び備品          | 1             | 退職給付引当金              | 642           |
| 土地                 | 3,013         | 関係会社事業損失引当金          | 11            |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>9,384</b>  | その他                  | 18            |
| 投資有価証券             | 513           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,353</b>  |
| 関係会社株式             | 8,749         | <b>純 資 産 の 部</b>     |               |
| 繰延税金資産             | 119           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>13,868</b> |
| その他                | 21            | 資本金                  | 2,756         |
| 貸倒引当金              | △18           | 資本剰余金                | 2,834         |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>15,836</b> | 資本準備金                | 2,671         |
|                    |               | その他資本剰余金             | 163           |
|                    |               | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>9,084</b>  |
|                    |               | 利益準備金                | 52            |
|                    |               | その他利益剰余金             | 9,032         |
|                    |               | 別途積立金                | 3,000         |
|                    |               | 繰越利益剰余金              | 6,032         |
|                    |               | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△806</b>   |
|                    |               | 評価・換算差額等             | 614           |
|                    |               | その他有価証券評価差額金         | 49            |
|                    |               | 土地再評価差額金             | 565           |
|                    |               | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>14,483</b> |
|                    |               | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>15,836</b> |

# 損 益 計 算 書

（平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                     | 金 額 |
|-------------------------|-----|
| 売 上 高                   | 612 |
| 売 上 総 利 益               | 612 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 390 |
| 営 業 利 益                 | 222 |
| 営 業 外 収 益               | 18  |
| 受 取 利 息                 | 0   |
| 受 取 配 当 金               | 5   |
| そ の 他                   | 13  |
| 営 業 外 費 用               | 0   |
| 支 払 利 息                 | 0   |
| そ の 他                   | 0   |
| 経 常 利 益                 | 240 |
| 特 別 利 益                 | 20  |
| 補 助 金 収 入               | 20  |
| 特 別 損 失                 | 20  |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 19  |
| そ の 他 損 失               | 0   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 239 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 43  |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △27 |
| 当 期 純 利 益               | 224 |



# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                    |                  |           |                 |               |               |         |             |                  |
|-------------------------|---------|-----------|--------------------|------------------|-----------|-----------------|---------------|---------------|---------|-------------|------------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                    |                  | 利 益 剰 余 金 |                 |               |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |                  |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               |               |         |             | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |
|                         |         |           |                    |                  |           | 別 積 立 金         | 途 越 利 益 剰 余 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 |         |             |                  |
| 平成27年4月1日 残高            | 2,756   | 2,671     | 101                | 2,772            | 52        | 3,000           | 5,900         | 8,952         | △902    | 13,579      |                  |
| 事業年度中の変動額               |         |           |                    |                  |           |                 |               |               |         |             |                  |
| 剰余金の配当                  |         |           |                    |                  |           |                 | △92           | △92           |         | △92         |                  |
| 当期純利益                   |         |           |                    |                  |           |                 | 224           | 224           |         | 224         |                  |
| 自己株式の処分                 |         |           | 61                 | 61               |           |                 |               |               | 96      | 157         |                  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |                    |                  |           |                 |               |               | △0      | △0          |                  |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —         | 61                 | 61               | —         | —               | 131           | 131           | 96      | 289         |                  |
| 平成28年3月31日 残高           | 2,756   | 2,671     | 163                | 2,834            | 52        | 3,000           | 6,032         | 9,084         | △806    | 13,868      |                  |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |          |            | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------|----------|------------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金    | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |           |
| 平成27年4月1日 残高            | 149             | 550      | 700        | 14,279    |
| 事業年度中の変動額               |                 |          |            |           |
| 剰余金の配当                  |                 |          |            | △92       |
| 当期純利益                   |                 |          |            | 224       |
| 自己株式の処分                 |                 |          |            | 157       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △100            | 14       | △86        | △86       |
| 事業年度中の変動額合計             | △100            | 14       | △86        | 203       |
| 平成28年3月31日 残高           | 49              | 565      | 614        | 14,483    |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

- |                             |                                                                                              |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 資産の評価基準及び評価方法           |                                                                                              |
| ① 子会社株式及び関連会社株式             | 移動平均法による原価法                                                                                  |
| ② その他有価証券                   |                                                                                              |
| ・時価のあるもの                    | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）                                        |
| ・時価のないもの                    | 移動平均法による原価法                                                                                  |
| (2) 固定資産の減価償却の方法            |                                                                                              |
| 有形固定資産                      | 建物は定額法、建物以外については定率法によっております。                                                                 |
| (3) 引当金の計上基準                |                                                                                              |
| ① 貸倒引当金                     | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額に基づき計上しております。   |
| ② 退職給付引当金                   | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>数理計算上の差異は、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。 |
| ③ 関係会社事業損失引当金               | 関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して、損失負担見込額を計上しております。                                          |
| (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 |                                                                                              |
| 消費税等の会計処理                   | 消費税等の処理は税抜方式を採用しております。                                                                       |

## 2. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。この変更に伴う影響は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,966百万円
- (2) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は建物72百万円であります。
- (3) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

- ・土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出。

- ・再評価を行った年月日

平成14年3月31日

- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  
490百万円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ・売上高 612百万円
- ・販売費及び一般管理費 14百万円
- ・営業取引以外の取引高 10百万円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 1,186,349株  | 87株        | 120,900株   | 1,065,536株 |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の減少120,900株は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)による自己株式の処分によるものであります。
- (注) 2. 当事業年度末における自己株式の数については、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式136,600株を含めて記載しております。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|                   |      |     |
|-------------------|------|-----|
| 会社分割に伴う関係会社株式     | 145  | 百万円 |
| 退職給付引当金           | 195  |     |
| 繰越欠損金             | 39   |     |
| その他               | 45   |     |
| 繰延税金資産小計          | 426  |     |
| 評価性引当金            | △242 |     |
| 繰延税金資産合計          | 183  |     |
| 繰延税金負債            |      |     |
| その他有価証券評価差額金      | △21  |     |
| その他               | △5   |     |
| 繰延税金負債合計          | △26  |     |
| 繰延税金資産・負債の純額(△負債) | 156  |     |

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

| 種類  | 会社等の名称         | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係           | 取引の内容       | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|----------------|--------------------|-------------------------|-------------|---------------|----|---------------|
| 子会社 | サンエツ金属<br>株式会社 | 所有<br>直接 100%      | 経営管理<br>不動産の賃貸<br>役員の兼任 | 経営指導料 (注) 1 | 274           | —  | —             |
|     |                |                    |                         | 不動産賃貸 (注) 2 | 231           | —  | —             |
| 子会社 | シーケー金属<br>株式会社 | 所有<br>直接 67.03%    | 経営管理<br>役員の兼任           | 経営指導料 (注) 1 | 64            | —  | —             |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 経営指導料については、業務の内容を勘案して決定しております。

(注) 2. 不動産賃貸料については、一般的な取引条件を勘案して決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,856円48銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 28円98銭    |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社CKサンエツ  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

|          |       |      |   |
|----------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 池田裕之 | Ⓢ |
| 業務執行社員   |       |      |   |
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 安田康宏 | Ⓢ |
| 業務執行社員   |       |      |   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社CKサンエツの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CKサンエツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社CKサンエツ

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

|          |       |      |   |
|----------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 池田裕之 | Ⓢ |
| 業務執行社員   |       |      |   |
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 安田康宏 | Ⓢ |
| 業務執行社員   |       |      |   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CKサンエツの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員的一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査担当の監査・規格管理部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び関係箇所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、主要な子会社の取締役会に出席し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるほか、主要な子会社の本社及び工場・支店等に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社CKサンエツ 監査役会

|   |   |   |   |   |   |   |     |   |
|---|---|---|---|---|---|---|-----|---|
| 常 | 勤 | 監 | 査 | 役 | 井 | 波 | 栄三郎 | ㊟ |
| 社 | 外 | 監 | 査 | 役 | 渡 |   | 信行  | ㊟ |
| 社 | 外 | 監 | 査 | 役 | 伊 | 勢 | 正幸  | ㊟ |

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

#### 期末配当に関する事項

平成27年度の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたく存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円といたしたく存じます。

なお、この場合の配当総額は、47,628,384円となります。

これにより、当期の年間配当金は、中間配当（1株につき6円）と合わせて1株につき12円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日といたしたく存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 業務を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、現行定款第33条第2項の変更を行うものであります。なお本定款変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり定款規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第6条（自己の株式の取得）を削除するものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                              | 変 更 案                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 第1章 総則<br>第1条～第4条（条文省略）                                                                              | 第1章 総則<br>第1条～第4条（現行どおり）    |
| 第2章 株式<br>第5条（条文省略）                                                                                  | 第2章 株式<br>第5条（現行どおり）        |
| <u>（自己の株式の取得）</u><br>第6条 <u>当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> | （削除）                        |
| 第7条～第12条（条文省略）                                                                                       | 第6条～第11条（現行どおり）             |
| 第3章 株主総会<br>第13条～19条（条文省略）                                                                           | 第3章 株主総会<br>第12条～18条（現行どおり） |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="207 163 488 185">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="157 220 216 243">(員数)</p> <p data-bbox="146 247 546 299">第20条 当社の取締役は、15名以内とする。<br/>(新設)</p> <p data-bbox="157 387 255 409">(選任方法)</p> <p data-bbox="146 414 546 495">第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<br/>(新設)</p> <p data-bbox="188 556 549 718"> <u>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u><br/> <u>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u> </p> <p data-bbox="146 752 314 775">第22条 (条文省略)</p> <p data-bbox="157 810 216 833">(任期)</p> <p data-bbox="146 837 546 941">第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="188 946 549 1055"> <u>2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u><br/>(新設) </p> <p data-bbox="320 1143 378 1165">(新設)</p> <p data-bbox="146 1312 314 1335">第24条 (条文省略)</p> | <p data-bbox="629 163 910 185">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="580 220 638 243">(員数)</p> <p data-bbox="568 247 968 352">第19条 当社の取締役は、15名以内とする。<br/><u>2. 当社の取締役のうち監査等委員である取締役は、3名以上とし、その過半数は社外取締役とする。</u></p> <p data-bbox="580 387 677 409">(選任方法)</p> <p data-bbox="568 414 968 718"> 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<br/> <u>2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u><br/> <u>3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u><br/> <u>4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u> </p> <p data-bbox="568 752 759 775">第21条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="580 810 638 833">(任期)</p> <p data-bbox="568 837 968 972">第22条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/>(削除)</p> <p data-bbox="610 1032 972 1282"> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> </p> <p data-bbox="568 1312 759 1335">第23条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役社長は、代表取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>                                                                    | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会はその決議によって<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役社長は、代表取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>取締役会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役、および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |
| <p>第26条～第27条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                             | <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第28条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                                                  | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>                                                                             |
| <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> | <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>                                 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(新設)</p>     | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p><u>2. 前項に定める取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> |
| <p>第32条（条文省略）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>第31条（現行どおり）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p>                              |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>第33条 当会社は、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>                                                                                                                                                                                                                             |

| 現 行 定 款                                                                           | 変 更 案                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u><br/>(<u>監査役および監査役会の設置</u>)</p>                           | <p>第5章 <u>監査等委員会</u><br/>(<u>監査等委員会の設置</u>)</p>                                       |
| <p>第34条 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p>                                             | <p>第34条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p>                                                     |
| <p><u>(員数)</u></p>                                                                |                                                                                       |
| <p>第35条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>                                               | <p>(削除)</p>                                                                           |
| <p><u>(選任方法)</u></p>                                                              |                                                                                       |
| <p>第36条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>                                          | <p>(削除)</p>                                                                           |
| <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                           |
| <p><u>(任期)</u></p>                                                                |                                                                                       |
| <p>第37条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>           | <p>(削除)</p>                                                                           |
| <p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                         | <p>(削除)</p>                                                                           |
| <p><u>(常勤監査役)</u></p>                                                             |                                                                                       |
| <p>第38条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                      | <p>(削除)</p>                                                                           |
| <p><u>(監査役会の招集)</u></p>                                                           | <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p>                                                             |
| <p>第39条 <u>監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u></p>                                            | <p>第35条 <u>監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。</u></p>                                            |
| <p><u>2. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> | <p><u>2. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> |
| <p><u>3. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                       | <p><u>3. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>                       |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の議事録)<br/> 第40条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規則)<br/> 第41条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等)<br/> 第42条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)<br/> 第43条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。<br/> 2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人<br/> 第44条～第46条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)<br/> 第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第48条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算<br/> 第49条 (条文省略)</p> | <p>(監査等委員会の議事録)<br/> 第36条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(監査等委員会規則)<br/> 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人<br/> 第38条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)<br/> 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算<br/> 第43条 (現行どおり)</p> |



| 現 行 定 款                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(剰余金の配当)</u><br/> 第50条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>               | <p>(削除)</p>                                                                                                                  |
| <p><u>(中間配当)</u><br/> 第51条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                  |
| <p>(新設)</p>                                                                                            | <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u><br/> 第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</p>       |
| <p>(新設)</p>                                                                                            | <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u><br/> 第45条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日を基準日とし、同日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p> |
| <p>第52条 (条文省略)</p>                                                                                     | <p>第46条 (現行どおり)</p>                                                                                                          |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

当社は、第2号議案の「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、取締役全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株数 |
|-------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | つりやひろゆき<br>釣谷宏行<br>(昭和33年11月12日生) | 平成9年4月 シーケー金属株式会社代表取締役社長（現任）<br>平成12年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>平成23年10月 サンエツ金属株式会社代表取締役社長（現任）<br>平成23年12月 株式会社リケンCKJV代表取締役社長（現任）<br>平成27年6月 日本伸銅株式会社代表取締役会長（現任）           | 29,100株       |
| 2     | つりやのぶゆき<br>釣谷伸行<br>(昭和36年3月25日生)  | 平成13年6月 当社取締役営業本部副本部長<br>平成14年4月 常務取締役営業本部長<br>平成17年1月 三越金属（上海）有限公司董事長（現任）<br>平成19年7月 当社専務取締役営業本部長<br>平成23年10月 専務取締役営業統轄部長（現任）<br>平成23年10月 サンエツ金属株式会社専務取締役営業本部長（現任） | 37,600株       |
| 3     | おおはしかずよし<br>大橋一善<br>(昭和45年9月3日生)  | 平成19年9月 シーケー金属株式会社取締役技術部長<br>平成22年10月 同社 常務取締役（現任）<br>平成23年6月 当社取締役<br>平成23年10月 常務取締役技術・品質管理部長（現任）<br>平成24年4月 株式会社リケンCKJV常務取締役技術部門長（現任）                             | 3,800株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                           | 所有する株式の株数 |
|-------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 4     | もり やま えつ ろう<br>森 山 悦 郎<br>(昭和36年1月13日生) | 昭和60年4月 住友金属鉱山株式会社入社<br>昭和60年5月 住友金属鉱山伸銅株式会社出向<br>平成12年7月 当社入社<br>平成18年6月 取締役高岡工場長<br>平成23年10月 サンエツ金属株式会社取締役<br>平成24年6月 同社 常務取締役<br>平成25年6月 当社常務取締役生産・設備管理部長(現任)<br>平成25年6月 サンエツ金属株式会社常務取締役富山事業所長(現任)                                   | 10,300株   |
| ※5    | こう さか よし はる<br>上 坂 美 治<br>(昭和30年6月26日生) | 昭和55年4月 シーケー金属株式会社入社<br>平成11年9月 同社 取締役<br>平成12年6月 当社取締役<br>平成15年2月 常務取締役<br>平成23年10月 サンエツ金属株式会社常務取締役技術本部長(現任)                                                                                                                           | 19,900株   |
| ※6    | いけ だ きよ あき<br>池 田 清 朗<br>(昭和34年6月25日生)  | 昭和53年4月 シーケー金属株式会社入社<br>平成14年7月 当社砺波工場副工場長<br>平成16年4月 砺波工場長<br>平成17年6月 取締役砺波工場長<br>平成19年10月 取締役新日東事業所長<br>平成22年9月 シーケー金属株式会社取締役継手工場長<br>平成24年4月 株式会社リケンCKJV取締役継手工場長<br>平成26年6月 シーケー金属株式会社常務取締役(現任)<br>平成26年6月 株式会社リケンCKJV常務取締役継手工場長(現任) | 12,800株   |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>株式の株数 |
|-------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 7     | まつ い だい すけ<br>松 井 大 輔<br>(昭和49年11月8日生) | 平成9年4月 株式会社北陸銀行入行<br>平成17年10月 当社入社<br>平成22年4月 管理本部副本部長<br>平成23年6月 取締役管理本部長<br>平成23年10月 取締役財務・企画部長<br>平成23年10月 サンエツ金属株式会社取締役<br>管理本部長<br>平成25年6月 当社取締役管理統括部長<br>平成26年4月 日本伸銅株式会社顧問<br>平成26年6月 日本伸銅株式会社常勤監査役<br>平成27年6月 当社取締役管理統括部長<br>(現任)<br>平成27年6月 日本伸銅株式会社取締役<br>(現任) | 3,300株        |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案の「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                           | 所有する株数<br>相当株式 |
|-------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 井波栄三郎<br>(昭和33年12月1日生) | 平成9年4月 シーケー金属株式会社取締役<br>平成21年6月 当社取締役監査室長<br>平成23年10月 取締役監査・規格管理部長<br>平成25年6月 常勤監査役(現任)                                                                                                 | 53,200株        |
| 2     | 榊田和彦<br>(昭和17年4月24日生)  | 平成8年6月 住友軽金属工業株式会社取締役<br>平成16年6月 同社 代表取締役社長<br>平成21年6月 同社 代表取締役社長<br>平成21年6月 当社社外取締役(現任)<br>平成25年10月 株式会社UACJ相談役<br>(現任)<br>〔重要な兼職の状況〕<br>株式会社UACJ相談役<br>積水樹脂株式会社社外取締役<br>TOTO株式会社社外取締役 | 一株             |
| 3     | 渡信行<br>(昭和23年6月6日生)    | 平成9年4月 シーケー金属株式会社取締役<br>平成11年9月 同社 常務取締役<br>平成18年6月 当社社外監査役<br>平成20年10月 常勤監査役(社外監査役)<br>平成25年6月 社外監査役(現任)                                                                               | 129,000株       |
| 4     | 伊勢正幸<br>(昭和31年1月29日生)  | 平成9年4月 シーケー金属株式会社社外取締役<br>平成23年6月 当社社外監査役(現任)                                                                                                                                           | 98,000株        |

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 榊田和彦氏、渡信行氏及び伊勢正幸氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 榊田和彦氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる企業経営の実績と伸銅業全般に関する豊富な知見を有していることから、社外取締役としての監督機

能及び役割を果たしていただけると判断しております。同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。

- (2) 渡信行氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の経営経験から、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると判断しております。
  - (3) 伊勢正幸氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の経営経験から、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると判断しております。
3. 当社は樹田和彦氏、渡信行氏及び伊勢正幸氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

**第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成12年6月29日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案の「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を勘案して、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を「年額400百万円以内」、監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額30百万円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案乃至第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名、監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

## 第6号議案 取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容の決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）及び執行役員（以下、総称して「取締役等」という）の報酬は、これまで「基本報酬」のみでございましたが、取締役等の役員報酬制度の見直しに伴い、本議案において、上記の報酬とは別枠で、新たな株式報酬制度（以下、本議案において「本制度」という）の導入をお願いするものであります。本制度の導入により、取締役等の報酬は、「基本報酬」及び「株式報酬」により構成されることとなります。本制度は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることができるものと考えております。

具体的には、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件」が原案どおり可決されることを前提に、取締役の報酬限度額年額（400百万円以内）とは別枠で、新たな株式報酬を、平成29年3月末日で終了する事業年度から、当社の取締役に対して支給するため、ご承認をお願いするものであります。

また、その詳細につきましては、下記2.の範囲内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、当社の現在の社外取締役を含めた取締役は6名（うち1名は社外取締役）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件」が原案どおり可決されますと、本制度の対象となる取締役の人数は7名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

#### （1）本制度の概要

本制度は、当社が下記（2）を上限とする金員を拠出して設定した信託（以下、「本信託」という）が当社株式を取得し、役位及び連結経常利益の達成率に応じて当社が取締役等に付与するポイント数に相当する株式を、本信託を通じて取締役等に交付する株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。その他、本制度の骨子につきましては、下記【ご参考】をご参照ください。



## (2) 当社が信託に拠出する金員の上限

当社は、平成29年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度を対象として本制度を導入し、取締役への報酬として株式の交付を行うための株式取得資金として、468百万円（執行役員分と合算して492百万円）を上限として本信託に拠出いたします。

※信託に拠出する金銭は、本信託による株式取得資金のほか、信託報酬及び信託費用の必要費用の見込額の合算金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、本制度を継続することがあります。その場合、さらに5年間本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含む。以下も同じ）、延長が行われた信託期間ごとに、本制度により取締役に交付するのに必要な株式の追加取得資金として、468百万円（執行役員分と合算して492百万円）の範囲内で追加拠出を行います。その場合、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、当該残存株式等の金額を468百万円（執行役員分と合算して492百万円）の上限額に含めるものとします。

## (3) 取締役に交付される当社株式数の算定方法と上限

各取締役に、各事業年度に関して、当社取締役会が定める株式交付規程に基づき、株式交付規程において別途定める日に、役位及び連結経常利益達成率に応じて算出される数のポイントを各取締役に付与します。1ポイントは当社株式1株とし、各取締役に、取締役の退任時に、ポイントの累積値を算定し、かかるポイントに応じた当社株式等の交付が行われます。

取締役が付与を受けることができるポイントの1事業年度当たりの総数の上限は、58,500ポイント（執行役員分と合算して61,500ポイント）とします。なお、当社株式について、信託期間中に株式分割・株式併合等の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じたポイント数の調整が行われます。

#### (4) 取締役に対する株式交付

受益者要件を満たす当社の取締役が退任した場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から上記(3)方法により算定された数に相当する当社株式等の交付を行います。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

#### (5) その他の内容

本制度の細目事項については、取締役会の決議により定めるものとします。

#### 【ご参考】

本制度の詳細につきましては、平成28年5月11日付適時開示の「当社取締役及び執行役員に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照願います。

以 上

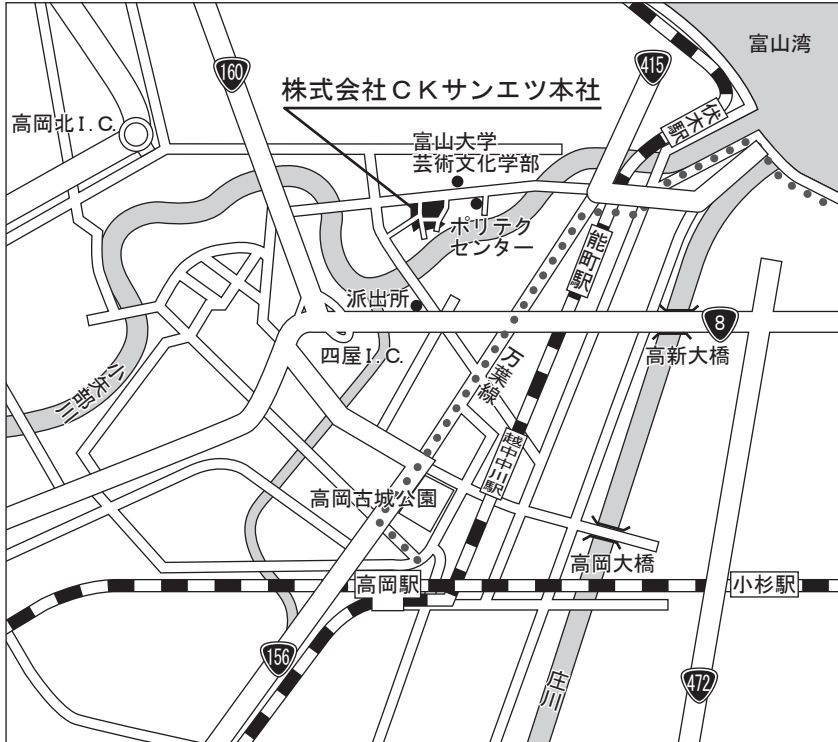


## 株主総会会場ご案内図

会場：富山県高岡市守護町二丁目12番1号

株式会社CKサンエツ 本社事務所棟 3階 大会議室

(事務所棟は、シーケー金属株式会社と兼用しています。)



交通：能越自動車道高岡北インターより車で10分。

高岡駅より車で15分。

なお、事務所棟は、当社の事業子会社であるシーケー金属株式会社と兼用しております。

また、駐車場は完備しております。